

双葉町教育委員会告示第3号

浪江町立なみえ創成小・中学校に通学する児童生徒に係る要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年7月22日

双葉町教育委員会教育長

館下明夫

浪江町立なみえ創成小・中学校に通学する児童生徒に係る  
要綱の一部を改正する要綱

浪江町立なみえ創成小・中学校に通学する児童生徒に係る要綱（令和4年教育委員会第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「男子生徒」を「生徒①」に、「女子生徒」を「生徒②」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。